

事務連絡  
令和4年3月31日

各都道府県

環境行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房環境計画課  
環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室  
環境省地球環境局総務課気候変動適応室

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条第1項に基づく行動計画及び気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画の策定について

平素より環境行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下、「温対法」という。）第21条に基づく地方公共団体実行計画（以下、「地方公共団体実行計画」という。）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第8条第1項に基づく行動計画（以下、「行動計画」という。）及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく地域気候変動適応計画（以下、「地域気候変動適応計画」という。）については、国の技術的助言として作成している「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」や「地域気候変動適応計画策定マニュアル」等も踏まえ、策定いただいているものと承知しています。

今般、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定。別添1参照）を踏まえ、地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画について、策定に当たっての留意事項を通知いたします。今後、地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画を策定する際は、下記に御留意いただくとともに、各都道府県におかれては、管内の市区町村にも周知いただきますよう、お願いいたします。

## 記

### 1 環境分野における各種計画の一体的策定について

地方公共団体実行計画、行動計画及び地域気候変動適応計画については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること（別添2及び別添4参照）。

## 2 地方公共団体実行計画の策定に係る支援等について

地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援について、地球温暖化対策計画（温対法第8条）における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定したこと（別添2及び別添3参照）。

## 3 地域気候変動適応計画について

国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能であること。

(別添1)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>

(別添2)

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル本編

(令和4年3月環境省大臣官房環境計画課)(抜粋)

<https://www.env.go.jp/policy/council/52keikaku-manual/yoshi52.html> ※

(別添3)

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル算定手法編

(令和4年3月環境省大臣官房環境計画課)(抜粋)

<https://www.env.go.jp/policy/council/52keikaku-manual/yoshi52.html> ※

※今後、以下「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」においても掲載予定

[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/)

(別添4)

地域気候変動適応計画策定マニュアルー手順編ー

(平成30年11月環境省地球環境局総務課気候変動適応室)(抜粋)

[http://www.env.go.jp/earth/%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E6%B0%97%E5%80%99%E5%A4%89%E5%8B%95%E9%81%A9%E5%BF%9C%E8%A8%88%E7%94%BB%E7%AD%96%E5%AE%9A%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_fin al2.pdf](http://www.env.go.jp/earth/%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E6%B0%97%E5%80%99%E5%A4%89%E5%8B%95%E9%81%A9%E5%BF%9C%E8%A8%88%E7%94%BB%E7%AD%96%E5%AE%9A%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_fin al2.pdf)

(参考) 国立環境研究所からの講師派遣について

[https://www.nies.go.jp/gaiyo/info/shiryou\\_koushi.html](https://www.nies.go.jp/gaiyo/info/shiryou_koushi.html)

(参考) その他気候変動適応に係る技術的支援の御相談について

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/about/contact.html>

## 令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

〔 令和 3 年 12 月 21 日  
閣 議 決 定 〕

## 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

令和 3 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020 改訂版）」（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

（2～4 略）

## 5 義務付け・枠付けの見直し等

（略）

## 【環境省】

（（1）～（7） 略）

（8）地球温暖化対策の推進に関する法律（平 10 法 117）、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平 15 法 130）及び気候変動適応法（平 30 法 50）

（i）地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）21 条）、行動計画（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 8 条 1 項）及び地域気候変動適応計画（気候変動適応法 12 条）については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和 3 年度中に周知する。

（ii）地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画（温対法 8 条）における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルテを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和 3 年度中に通知する。

(iii) 地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。

- ・国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。

(・ 略)

(後略)

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル本編  
（令和4年3月環境省大臣官房環境計画課）（抜粋）

2-1-5. 区域施策編の位置付け

(1) 区域施策編と他の行政計画との関係

(略)

これらを踏まえ、区域施策編の実効性・効果を特に強化していくためには、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある行政計画との内容の整合性を図ること、一体的に策定すること等が望まれます。

(略)

その他の行政計画と一体的に作成することにより、計画の作成に係る事務作業の負荷低減等の効果も期待されます。

(略)

地球温暖化対策推進法の要件を満たし、かつ、他の法令（条例を含みます。）の規定に反しない場合であれば、地方公共団体独自の環境基本計画その他の計画と地方公共団体実行計画と統合することも可能です。

現行の地球温暖化対策推進法においては、いわゆる「適応策」（気候変動による影響への適応のための対策・施策）について明示的には位置づけられてはいないものの、地方公共団体実行計画において適応策を盛り込むことも可能です（適応策については後述します）。

上記のように同時に、一体的に策定することにより、区域全体の取組と地方公共団体自身の取組について同時に検討することができるため、施策・対策間での相乗効果の創出や計画の検討・実施の際の負荷低減等の効果が期待できます。その他、環境関連分野に関する行政計画（環境基本計画、地域気候変動適応計画等）についても、同様です。

(略)

2-2-2. 温室効果ガスの現況推計

(1) 現況推計の位置づけ

(略)

他方で、環境省では、都道府県・市町村別に温室効果ガス排出量の推計値等を示した「自治体排出量カルテ」等の既存ツールを公表しており、実績値が取得困難な場合や、作業の効率化・省力化を図りたい地方公共団体は、それらを用いて簡易に求めることができます。特に、初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村においては「自治体排出量カルテ」を積極的に活用し、分析に要する手間を削減し、生み出された時間やリソースを対策・施策の検討や実施のために活用することが考えられます。

(後略)

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編  
（令和 4 年 3 月環境省大臣官房環境計画課）（抜粋）

3-2. 地球温暖化対策別表に基づく対策・施策の削減効果

「地球温暖化対策計画（別表）」及び「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」に掲載されている対策・施策別の 2030 年度の削減見込量について、区域単位での試算に資するよう、環境省として、削減量原単位又は削減率に換算した一覧を、参考までに以下の表 4-4～表 4-14 に示します。

（後略）

地域気候変動適応計画策定マニュアルー手順編ー  
(平成 30 年 11 月環境省地球環境局総務課気候変動適応室) (抜粋)

○地域適応計画とは

(略)

形式

地域適応計画は、独立した計画として策定するほか、地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等関連する計画の一部に組み込む形で策定することもできます。

(後略)